

心の輪を広げる障がい者理解促進事業実施要領

令和 7 年 6 月 1 0 日
福井県健康福祉部障がい福祉課

1 趣旨

「障害者週間」の実施に伴い、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障がい者に対する国民の理解の促進を図るため、「心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要綱」に基づき、「心の輪を広げる体験作文」および「障害者週間のポスター」を公募し表彰するものである。

2 主催

内閣府並びに都道府県および指定都市の共催とする。

3 募集テーマ

(1) 心の輪を広げる体験作文

出会い、ふれあい、心の輪 ―障害のある人となない人との心のふれあい体験を広げよう―

(2) 障害者週間のポスター

障がいの有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

4 応募資格

(1) 心の輪を広げる体験作文

小学生以上

(2) 障害者週間のポスター

小学生および中学生

5 募集の方法

(1) 心の輪を広げる体験作文

① 作文の題名（タイトル）および内容

作文の題名（タイトル）は、自由とする。また、内容は、障がいのある人となない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。なお、応募作品は、未発表のもの 1 編に限る。

② 募集の区分

小学生区分、中学生区分、高校生区分および一般区分の 4 区分とする。

③ 応募先

福井県健康福祉部障がい福祉課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL 0776-20-0338

④ 制限字数等

1 編当たりの制限字数は、小学生区分および中学生区分については、800 字から 1,600

字程度（400字詰め原稿用紙2枚から4枚程度）とし、高校生区分及び一般区分については1,600字から2,400字程度（400字詰め原稿用紙4枚から6枚程度）とする。なお、用紙は、原則として横向き・縦書き（400字詰め原稿用紙など）、大きさはB4判又はA4判とする。

- ⑤ パソコン等の電子機器による作成も可とする。この場合、用紙はイ. に準じるものとする。
- ⑥ 第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。推薦後に使用が発覚した場合内閣府は推薦の受付を取り消す。この場合において、応募又は推薦における知的財産権の問題が生じたときは、応募者又は推薦者において処理することとし、内閣府はその責任を負わない。

⑦ 応募者の属性等に関する資料（属性表）

内閣府があらかじめ提示する作者の属性表（様式）の項目に従い、氏名、住所、年齢（生年月日）、所属先（学校名・学年または職業）、電話番号、FAX番号、障がいの有無・程度、作品の題名（タイトル）およびその他参考となる事項等を記載し、作品と共に提出する。

⑧ 募集期間

令和7年7月1日（火）～令和7年9月1日（月）必着とする。

(2) 障害者週間のポスター

① 作品の題名（タイトル）および内容

作品の題名（タイトル）は、自由とする。また、内容は、障がい者に対する理解促進に資するものとし、障がいのある人となない人の間の相互理解・交流等を造形的表現で訴えるものとする。なお、応募作品は、未発表のもの1点に限るものとし、作品中に標語その他の文字は入れないものとする。

② 募集の区分

小学生区分および中学生区分の2区分とする。

④ 応募先

福井県健康福祉部障がい福祉課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL 0776-20-0338

⑤ 規格、画材等

ア. 規格は、画用紙のB3判（横364mm×縦515mm）またはいわゆる四つ切り（横382mm×縦542mm）を使用し、これに満たない作品は、B3判または四つ切りの大きさの台紙に貼付する。なお、内閣府が広報用のポスター作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦向き（縦長）のみとする。

イ. 彩色画材は、自由とする。

ウ. 作品中に標語及びそれに類する文字は入れないものとする。

エ. 第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。推薦後に使用が発覚した場合、内閣府は推薦の受付を取り消す。この場合において、応募又は推薦における知的財産権の問題が生じたときは、応募者又は推薦者において処理することとし、内閣府はその責任を負わない。

⑥ 応募者の属性等に関する資料（属性表）

内閣府があらかじめ提示する作者の属性表（様式）の項目に従い、氏名、住所、年齢（生年月日）、所属先（学校名・学年または職業）、電話番号、FAX番号、障がいの有無・程度、作品の題名（タイトル）およびその他参考となる事項を記載し、作品と共に提出する。

⑦ 募集期間

令和7年7月1日（火）～令和7年9月1日（月）必着とする。

6 作品の選定方法等

- (1) 県は、応募作品について審査の上、各区分ごとに作品1つをそれぞれ選定し、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当が指定する先へ令和7年9月22日（金）までに到着するよう推薦する。
- (2) 県から推薦された作品は、内閣総理大臣または内閣府特命担当大臣で障害者施策を担当する者（内閣府特命担当大臣で障害者施策を担当するものが置かれていないときは、内閣官房長官。以下「担当大臣」という。）が、「心の輪を広げる体験作文」については、小学生区分、中学生区分、高校生区分および一般区分の4区分ごとにそれぞれ最優秀賞1編、優秀賞3編および佳作5編程度を選定する。また、「障害者週間のポスター」については、小学生区分および中学生区分の2区分ごとにそれぞれ最優秀賞1点、優秀賞1点および佳作5点程度を選定する。ただし、より多くの者に受賞の機会を設ける趣旨から、「心の輪を広げる体験作文」および「障害者週間のポスター」のいずれも過去を通して入賞は一度限りとする。
- (3) 入賞者に対しては、内閣府から県を通じて通知する。

7 表彰

最優秀賞受賞者に対しては、内閣総理大臣からの賞状および表彰楯を、優秀賞受賞者に対しては、内閣府特命担当大臣からの賞状および表彰楯を、佳作受賞者に対しては、内閣府政策統括官（政策調整担当）からの表彰楯を贈るものとする。

8 著作権等

内閣府へ推薦された作品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他一切の権利は、内閣府に帰属するものとする。また、作者（応募者）は、推薦された作品について、内閣府及びその指定した第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

9 入賞作品の活用

- (1) 作文およびポスターの入賞作品については、作品集を作成し全国に配布するほか、内閣府ホームページ等に掲載し、全国的な啓発広報に活用する。また、最優秀賞に入賞した「障害者週間のポスター」の中から1点を内閣府が作成する広報用ポスターの原画として使用する。
- (2) 内閣府へ推薦された作品の著作権は、全て内閣府に帰属するものとする。
また、「障害者週間のポスター」の最優秀賞作品は、内閣府が作成する広報用ポスターの原画等として使用する
- (3) 入賞作品の使用、編集等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

9 その他

- (1) 作品の応募に当たり、不正等が発覚した場合は、内閣府において事後に推薦の受付および入賞等を取り消すことがある。
- (2) 本事業を行うに当たり、その他必要な事項は内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が別に定める。